233

（禁無斷轉載）

特241
158

思想國策叢書

翼賛とデモクラシー

精神科學研究所發行

（非賣品）

0005102000

0005102-000

特241－158

翼賛とデモクラシー

精神科学研究所

昭和17

ABC

733

（禁無斷轉載）

特241
158

思想國策叢書

翼賛とデモクラシー

精神科學研究所發行

（非賣品）

0005102000

0005102-000

特２４１－１５８

翼賛とデモクラシー

精神科学研究所

昭和１７

ABC

特241
158

注意

本叢書は當研究所の研究成果の一部を政府關係者特に思想取締の任に當る方々の參考資料として頒布するものであります

から取扱に御注意下さい

翼贊とデモクラシー

はしがき

最近翼贊議會の確立が叫ばれて翼贊政治會が結成され、先には大政翼贊會及翼贊壯年團が相次いで組織され、こゝ翼贊大流行である。然り翼贊の言葉は流行してゐる。誰も陛下にお仕へする忠節の一念で翼贊しまつらうと考へてゐるのだらうといふ人があるかも知れない。吾人もそれを疑はぬ。しかしさういへば、高氏とて賴朝とて家康とて陛下の征夷大將軍として忠勤をはげんだ積りだつたのに相違ない。翼贊を願ひつゝも翼贊の道に暗いが爲に、しらずしらずも臣道を踏み外すことが愼まれるのである。今日ロに翼贊を主張するもの果して眞に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」て行動してゐるであらうか。民主々義と選ぶ所なき翼贊の强請に陷つてゐないだらうか。こゝに問題があるのである。結論を云へば萬民翼贊といふも一般の民と軍・官と、又官の中に於ても樞密顧

問・國務各大臣・議員・裁判官等々その地位身分の相違に應じ、各自の翼賛の範圍領域と強度と性質とを夫々異にするのであつて、翼賛々々と稱してその美名に匿れ、猫も杓子も、軍官民夫々の翼賛の相違を無視抹殺紛淆し、大政を包括的・綜合的・永續的に、又自ら進んで積極的に過當の翼賛を意欲するが如きは、舊時の政黨政治の民主々義思想であり、幕府的獨裁專制政治再現の意圖である。國民は外は米英を擊攘すると共に內はかくの如きイデオロギーを芟除し更にこれを善導せねばならない。以下少しくこれを國體論的憲法學的に說明しよう。

一、畏こくも　明治天皇が新しく皇室典範及び大日本帝國憲法の成立を祖宗の神靈に告げさせ給へる御告文を左に奉揭する。

皇室典範及大日本帝國憲法制定ノ御告文　（明治二十二年二月十一日）

皇朕レ謹ミ畏ミ
皇祖
皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ
顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

420
10

皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ明徵ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ內ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益〻國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ增進スヘシ玆ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆
皇祖
皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ擧行スルコトヲ得ルハ洵ニ
皇祖
皇宗及我カ
皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ
皇祖
皇宗及
皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

即ち、申すも畏きことながら、明御神　天皇は神靈の冥護をかゝぶらせ給ひて、萬機をみそなはし給ふ。典憲の成立然り。一切の大御業然りである。御親政はそのまゝに御

神政である。

二、天皇の大御業はまつりごと（政）のみに限らるゝのではなく、まつりごとの根源でもある御親祭をも包攝し給ふ。これは憲法の條章にあらはには拜せられぬが、憲法發布の告文・勅語・上諭に明かに拜せられるところである。

三、憲法第四條の前半には、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ」とあり、天皇は國の最高の統治權を包括的に綜合的に且永續的に親しく行使し給ふ。それは改めて申すまでもないが、「君臨すれども統治せず」とか、或は單に臣下の大政奉行の奏上を「聞こしめされる」のみであるとか、申し上ぐべきものではない。それらは　天皇を表には敬して實は遠ざくるものであり、名を存して實を奪ふ不忠不臣の議論といはねばならない。

四、天皇は統治權を總攬遊ばされるのであるが、臣民の翼賛輔翼を容れさせ給ふ。臣民の翼賛なき御親裁も勿論存する。しかし　天皇の御親任遊さるゝ最高輔翼者の翼賛しまつる政治奉行の範圍が包括的となり、その任期が永續的（更に進めば世襲的）となることは、大權下移の傾向を馴致して、兎角幕府政治の再現に陷り易い。多數黨の首領が

當然に總理大臣となるべしと主張するは、文武官御親任の大權を限定拘制しまつる民主々義思想であること明かである。

五、憲法義解を見ると、

「內閣總理大臣ハ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承ケテ大政ノ方向ヲ指示シ各部統督セサル所ナシ職掌既ニ廣ク責任從テ重カラサルコトヲ得ス各省大臣ニ至テハ其ノ主任ノ事務ニ就キ各別ニ其ノ責ニ任スル者ニシテ連帶ノ責任アルニ非ス蓋總理大臣各省大臣ハ均ク　天皇ノ選任スル所ニシテ各相ノ進退ハ一ニ叡旨ニ由リ首相既ニ各相ヲ左右スルコト能ハス各相亦首相ニ繫屬スルコトヲ得サレハナリ彼ノ或國ニ於テ內閣ヲ以テ團結ノ一體トナシ大臣ハ各個ノ資格ヲ以テ參政スルニ非サル者トシ連帶責任ノ一點ニ偏傾スルカ如キハ其ノ弊ハ或ハ黨援連絡ノ力遂ニ以テ天皇ノ大權ヲ左右スルニ至ラムトス」

と、總理大臣と雖も各省の國務を一體的に掌握して輔弼しまつることを戒めてゐる。これは實に明治維新憲法制定以前の弊も考慮せられての事であるといふ。以て憲法の精神の存する所を知るべきである。

六、臣民が御輔翼申し上ぐるについては、その輔翼權限に分立があることに先づ注意せねばならない。これは外國の三權分立の如き統治權の分立ではなくて臣民の奉仕する輔翼の權限範圍の分立にすぎない。憲法義解に、

「議會ノ設ハ以テ元首ヲ助ケテ其ノ機能ヲ全クシ、國家ノ意思ヲシテ精錬强健ナラシムルノ效用ヲ見ムトスルニ外ナラズ」

「蓋シ立法ノ大權ハ固ヨリ　天皇ノ總ブル所ニシテ、議會ハ乃チ協翼參贊ノ任ニ居ル。本末ノ間儼然トシテ紊ルベカラザル者ナリ」

と述べてゐる。又所謂三權分立論に對しては、

「歐洲前世紀ノ末ニ行ハレタル三權分立ノ說ハ旣ニ學理上及實際上ニ排斥セラレタリ。……此レ乃チ三權分立ノ說ニ依ルニ非ズシテ、仍不易ノ大則タルコトヲ失ハズ」

といひ、我が憲法原理が「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラ」ざることを示してゐる。

七、かくて輔翼權限は宮中（內大臣、宮內大臣）・府中に分れ、府中の輔翼は又軍事と政事とに分れる。政事は司法・行政・立法に分たれ、その外更に樞密顧問、行政裁判所會計檢査院等々が存する。然して樞密顧問の如くに「大ニシテハ緊急命令又ハ戒嚴令ノ發布」より「小ニシテハ會計上法規ノ外ニ臨時處分ノ必要アルノ類」に至るまで廣汎に包括的な事項に亘り聖德を啓沃するの任にあるものは「至尊ノ諮詢アルヲ待テ始メテ審議スルコトヲ得」るものである。その範圍廣ければその權限は消極的受身となる。國務

大臣は行政の衝に當るもので權限が積極的なるがためその「固有職務なる輔弼の責に任ず」るのを見る。勿論、國の內外の大事に關しては各大臣あげて全體責任をとらねばならない。しかしそれは飽くまでも統帥には及ばない。帝國議會の職能は法律及び豫算案の審議に大體限定せられてゐる。司法官は　天皇の御名に於て常時不斷に非違を檢察裁判するのであるが、それは嚴重に法律に從ふことが要請せらる。法律に基く限り何人の制肘をも受けない。こゝに幕府獨裁專制政治家の出現をいましめ給ふ深き細き御精神と御配慮とが拜察せられるのである。

八、かくの如き我國の輔翼權限の分立は、外國の三權分立と異なり、君主の所有する主權を制限せんとするものでもなく、統治權の分立對立でもなく、一に輔翼者が分立して萬機に公論をつくし、　天皇の御親政を輔翼して誤りなきことに愼重を期するものに外ならない。この分立は又專制獨裁政治家の發生を阻止するに效果あること疑ひない。又かく分立してゐても、そこに明白な强靱な統一綜合が行はれてゐることを見逃すことはできない。即ち　天皇の御手許に一切の命令が源流し統一されてゐるのである。かくの如き不動不變且完璧に、統治權が最高の中心者に統一せらるゝ國は我國以外にはな

い。更に第十四條第三十一條の規定について大權の絶對崇高なる所以を知るべきである。　天皇が治し給ふ統治の大權が何者によつても制肘控制を受くることなく、最高神聖にして強力且統一綜合的なものであることはこれで充分明かである。

【註】憲法第十四條　天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス　戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

憲法第三十一條　本章（第二章）ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

九、即ち我國にあつては　天皇に仕へまつらんとの臣道意思を堅持するその上に、更に憲法の御精神を奉體しその定むるところの輔翼の限度にしたがひ、その身分地位職域才能に應じて奉公の誠を竭すことは臣民としての最低最小の要件であらう。

十、殊に最近、「翼賛政治會に政務調査會を設け、その調査會員を内閣はもちろん各省の委員に任命して政府と一體となつて政策樹立」に當らしめると新聞が傳へてゐるが、嘗て政務官參與官が設置せられて政黨政治の弊が最も甚しくなつたことを顧みるとき、官民翼賛道の紛更（無責任なる政策への干渉、人事への容喙・機密漏洩等）が懸念せられるのである。委員の職能權限を明確に限定せよ。そのことの杞憂ならんことを冀ひつゝ

當局者の忠誠心に訴へたい。

十一、これを要するに、翼賛が頻りと叫ばれて翼賛意識が昂揚したることはまことに喜ぶべきことであるが、更に進んで我々はこれを正しき方向に善導すべく、翼賛の意義内容範圍性質等を明確にし、吳れ〳〵も從前の民主政黨政治、往時の獨裁專制幕府政治を再現せしめざることを祈念して止まぬ次第である。

讀者の聲

○

世の中が「非常」に執着して「變革」に焦燥し愈々混沌たらむとするの秋萬世不易の國體の明徴を再び絶叫して國民をして清正たらしむるは今喫緊の事と存じ候各輯凡て吾人の言はむとする所を敢然と言ひ放てるは愉快に候殊に中山氏の私有財産制度は會心のものに候

折角御健闘祈上候

五月三十日

○

拜啓　愈ゝ御隆祥の段奉賀候陳者本日貴所より「思想國策」に關する愚感御所望有之候に付いては御既刊分の内左記一部宛御送本相成度尚代金の儀も御通知被下度候購讀の上愚評申上度存じ居り候

産業設備營團に就いて

私有財産制度の危機

軍政論の横行に注意せよ

國防國家の綱領批判

五月二十九日　敬具

○

御狀拜見毎度思想國策御惠贈を忝うし有難く存じ候一部の人々に知らするのみにては物足らぬと存居候愈々發展の御計畫御立ち候趣奉大賀候尚週刊となり候上は讀者となるべき規定御一報被成下候やう願上候乍末筆御一同の御健康を祝申候　敬具

五月三十日

○

「思想國策」週刊御決行之趣慶祝之至に不堪候愈々御奮勵切に願上候願くは將來精々政策に對する具體的なる御意見御開陳、又政策に對する具體的なる嚴密なる御批判及御指導を結論的に御表明强調相成候はゞ一層效果的なるべきかと存上候緊褌一番御奮闘切願申上候　敬具

五月三十一日

昭和十七年六月十八日印刷
昭和十七年六月二十一日發行

【非賣品】

東京市本郷區曙町二八
編輯兼發行者　三島弘

東京市芝區西久保巴町三〇
印刷者　近藤喜七

東京市芝區西久保巴町三〇
印刷所　順弘社　近藤印刷所

發行所　東京市麹町區麹町三丁目六番地
精神科學研究所
電話九段(33)四四六九番

東東 1.217